

別記様式第 30 (第30条関係) (令2内府令56・追加)
区域計画の案申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域基金論の構成員の氏名

国家戦略特別区域法第28条の4第2項の規定に基づき、下記の通り区域計画の案を提出します。

一 點

1. 区域計画の案 (別紙1)
2. 新たな規制の特例措置の適用を受ける当該区域が一次産業事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことに関する報告書 (別紙2)

(備考) 面積の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1

区域計画の案

1 国家戦略特別区域の名称

2

(1) 実施する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称

(2) 実施する新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動の名称

3 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

注 2 (1) に掲げる事項については、「1 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」及び「2 その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する事項」を、2 (2) に掲げる事項については、新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動ごとに、「1 先端的区域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」、「2 先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」及び「3 その他先端的区域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。

別紙2

新たな規制の特例措置の適用を受ける先進的區域データ活用事業活動を実施する
区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書

1 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法

- 国家戦略特別区域会議の構成員及び当該区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決
1:当該区域に係る議会の議決
 当該区域の住民の投票
 その他国家戦略特別区域会議が適切と認める方法 ()

2 1の年月日 _____

3 1の結果

--

注 3には、1の結果を記載してください。

(例：議会の議決をした場合は、その議決の結果及び主な議論の内容を記載してください。)